

答弁書第一七号

内閣参質一九七第一七号

平成三十年十一月六日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

参議院議長 伊達 忠 一 殿

参議院議員大野元裕君提出ジャマル・カシヨギ氏殺害疑惑に関連した我が国の入国管理政策に関する質問  
に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員大野元裕君提出ジャマル・カシヨギ氏殺害疑惑に関連した我が国の入国管理政策に関する

質問に対する答弁書

お尋ねの「同疑惑への関与が疑われるサウジアラビア人」及び「何らかの入国規制」の意味するところが明らかではなく、また、個別の事案に関わることもあるため、お答えは差し控えたい。なお、一般論として申し上げれば、我が国への外国人の上陸に際しては、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第七条第一項の規定に基づき、上陸のための条件に適合しているかどうかについて厳格な審査が行われるものである。

○

○